

放送分野ガイドライン改正案に対する主な指摘・意見

平成28年12月8日
事務局

ガイドライン改正案に対する主な指摘・意見

意見の内容		意見に対する対応
第3条 定義		
第5号条文 P10	(本人の同意がないまま、自動的に取得される個人情報の解説) 事前に視聴者本人の同意を得ているか否かを問わず、技術的・自動的に取得することができる視聴データを「視聴履歴」と定義しているとのことだが、本人同意との関係が原案だと分かりづらい。解説を再考されたい。 【大谷構成員・第3回WG】	御意見を踏まえ、「同意」を定義から削り、視聴履歴の定義について「ただし、当該特定の日時のごとに個人情報を提供する本人の意図が明らかな場合を除く。」と修正。(→ 資料4-4)
第5号解説 P13	(世帯の視聴履歴の扱い) 一つの受信機で世帯全員の視聴履歴が蓄積される場合、個々に誰の視聴履歴かを識別できない場合が考えられるが、そうであっても個人情報に相当する旨の補足説明が必要ではないか。 【大谷構成員・第3回WG】	御意見を踏まえ、解説において補足を追加。(→ 資料4-4)
第5号解説 P13	(視聴履歴の対象) 放送受信機が世帯内で複数者により共有されている実態を前提とすれば、「視聴履歴」は、「当該受信機の利用者」という個人における、「当該受信機の利用者の属する世帯のうち誰かが当該放送番組を視聴した」という内容の個人情報であると理解で良いか。 【日本放送協会】	御理解のとおり。また、解説において補足を追加。(→ 資料4-4)
解説 2-13 P33	(本人の範囲) 放送受信機が世帯内で複数者により共有されている実態を前提とすれば、世帯全員が有効な同意をした場合に利用可能なオプトアウト方式を規定しているとも読める。受信機を経た物理的な承諾があれば、有効な同意が成立することが明らかになるように解説を補足すべき。 【日本放送協会】	御意見を踏まえ、該当部分を「7-2-1視聴履歴取得等に係る同意の取得」に移した上で、解説を修正。(→ 資料4-4)
第7条 適正取得		
第2項 第3項 条文 P41	(適正取得に係るルールの簡素化) 受信者情報取扱事業者が誰なのかを明確化するため、必要な措置が規定されているが、パーソナルデータの利活用の促進という法改正の趣旨を踏まえて、具体的なルールは可能な限り簡素化されることを希望する。 【日本民間放送連盟】	御意見は下位ルールである指針に関する検討の際に参考としたい。
第14条 受信機に記録された個人情報の管理		
解説 P58	(現状を踏まえた技術的書き振りの変更) 現在、利用されている技術や規格等を踏まえた、書き振りの修正が必要。 【IPTVフォーラム】	御意見を踏まえ、記述を修正。(→ 資料4-4)

意見の内容		意見に対する対応
第16条 オプトアウトに関する原則		
第2項 解説 P65	(本人が容易に知りうる状態の事例の書き振り) 「本人が閲覧することが合理的に予測される」の表現は、「受信者情報取扱事業者のWebサイト」の性質を解説するための規定であって、そのような予測が可能なWebサイトのみ限定する規定ではないと理解するが、そのような理解で良ければ、誤読されないような書き振りに改めるべき。 【日本放送協会】	御意見を踏まえ、解説の記述を修正。
第34条 視聴履歴取扱い上の注意		
条文 P108	(推知の考え方) 要配慮個人情報の取扱いについて、これを「推知し、又は第三者に推知させることのないように注意しなければならない」とあるが、「推知してしまう」ことは当然あり得るので、単に「推知する」かどうかを規制するのは現実味を欠くものとする。「推知」ではなく、「取得」行為を対象に限定すべきではないか。 【日本放送協会】	視聴履歴の取扱いの注意義務の対象について、要配慮個人情報の「取得」に限定すると、要配慮個人情報の推知を目的とした視聴履歴の取得、分析を行うてよいこととなるため、条文は原案のままとするが、解説において補足を追加。 (→ 資料4 - 4)
解説 P109	(本人同意を得た場合の要配慮個人情報の取扱い) 要配慮個人情報の推知に係る禁止自体は異存はないが、積極的に同意を得て要配慮個人情報を取扱う場合には、本規定は適用されないことを明記すべき。 【大谷構成員・第3回WG】	御意見を踏まえ、解説において補足を追加。(→ 資料4 - 4)
第35条第2項 不同意者に対する受信の拒否等の禁止		
第2項 条文 P111	(受信拒否等の禁止に係る書き振り) 原案の書き振りでは、受信拒否の主体が、受信者なのか、放送事業者なのか不明瞭。明確に分かるような書き振りとするべき。 【大谷構成員・第3回WG】	御意見を踏まえ、条文を修正。(→ 資料4 - 4)
第35条第3項 視聴履歴取得等のオプトアウト		
第3項 条文 P111	(取得停止後の取得済み視聴履歴の取扱い) 視聴履歴は、本人の求めがあれば「その取得を停止」する、と定めているが、その時点で既に取得済みの視聴履歴は、引き続き保有、使用してよいとの理解で良いか。 【日本放送協会】	御理解のとおり。(ただし、第10条第1項の解説において、視聴履歴については、オプトアウトにより視聴履歴の取得を停止した場合、事務処理等のために必要な期間経過後は、利用する必要がなくなったものとして消去することが適当である旨記載している。)